

平成 20 年 7 月 15 日

各 位

上場会社名 平 和 奥 田 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 嶋 定 彦
コ ー ド 番 号 1 7 9 0 (大 証 第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 西 澤 徹
電 話 番 号 0 7 4 8 - 2 2 - 2 4 3 1

上場廃止等の決定に関するお知らせ

当社は、昨日（平成 20 年 7 月 14 日）大阪証券取引所より、平成 20 年 7 月 15 日付をもって当社株式を整理銘柄に指定し、平成 20 年 8 月 15 日付で上場廃止となる旨の通知を下記のとおり受けましたので、お知らせいたします。

記

整理銘柄指定及び上場廃止

- (1) 銘 柄 : 平和奥田株式会社 株式
(2) 整理銘柄指定期間 : 平成 20 年 7 月 15 日(火)から平成 20 年 8 月 14 日(木)まで
(3) 上 場 廃 止 日 : 平成 20 年 8 月 15 日(金)
(ただし、速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更することがある。)

(4) 上 場 廃 止 理 由 :

株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 11 号 a(上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると大阪証券取引所が認めた場合)に該当すると大阪証券取引所が判断したことによるものです。その具体的な内容は下記のとおりです。

平和奥田(株)(以下、「同社」という。)は、平成 20 年 1 月 18 日、不適正な会計処理等に係る過年度決算訂正に伴い、過年度に提出した有価証券報告書の訂正報告書等を提出する見込みである旨を開示した。

当社は、当該開示内容から、有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断し、同社株式の監理ポスト(2 月 1 日より監理銘柄(審査中)に名称変更)割当理由を追加し、上場廃止審査を行ってきた。

今般、当社は、審査の結果、以下の理由により同社株式を上場廃止とすることが必要かつ適切との判断に至った。

同社は、架空売上の計上、工事進行基準の不適正処理、不動産事業支出金の不適正処理等、数々の不適正な会計処理を繰り返し、これらによって平成 15 年 9 月期以降の決算を訂正することとなった。また、訂正の結果、多くの期間で黒字から赤字に転落していることや、訂正規模が大きいことなどを鑑みると、今般の不適正な会計処理は投資者の投資判断を大きく誤らせるものであったと認められる。

ここで、上記の一連の不適正処理については、会社ぐるみで行われていたことが認められるものや、元社長が不適正な会計処理であることを認識して関わっていたものがあると考えられること、元常務が不適正な会計処理の多くに関与していたことから、組織的・意図的なものであると認められる。

以上のことなどから、同社が行った虚偽記載は、投資者の金融商品市場に対する信頼を著しく毀損するものであり、その影響は重大であると認められる。

当社としては、これらの事情を総合的に勘案の上、同社株式の上場廃止を決定したものである。

以上

同社株式は、平成 20 年 1 月 4 日、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める期間の最終日(同日)までに内閣総理大臣等に有価証券報告書を提出できる見込みのない旨の開示を行ったため、「有価証券報告書の提出遅延」により監理ポスト(2月1日より監理銘柄(確認中)に名称変更)へ割り当てていた。その後、2月4日に同社が有価証券報告書を提出したことが確認されたため、監理銘柄(確認中)の指定を解除し、監理銘柄(審査中)の指定が残っている状況にあった。